

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 8 月 1 日 至 令和 8 年 7 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人いがらしクリニック

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県守山市守山6丁目10番34号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 令和 3 年 9 月 1 3 日

(4) 設立登記年月日 令和 4 年 9 月 2 2 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	五十嵐 知之	
理 事	五十嵐 亜希子	
同	五十嵐 裕子	
監 事	上能 大	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人い がらしク リニック	2510701572	滋賀県守山市守山6丁 目10番34号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年 9月18日

令和7年度決算の決定

令和8年 7月25日

理事、監事の選任、辞任の承認

”

令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人いがらしクリニック

※医療法人整理番号 0 0 5 6 2

所在地 守山市守山六丁目10番34号

財 産 目 録
(令和 8年 7月 31日現在)

1. 資 産 額	85,318 千円
2. 負 債 額	57,419 千円
3. 純 資 産 額	27,899 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	28,917
B 固 定 資 産	56,401
C 資 産 合 計 (A + B)	85,318
D 負 債 合 計	57,419
E 純 資 産 (C - D)	27,899

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名医療法人いがらしクリニック

※医療法人整理番号00562

所在地守山市守山六丁目10番34号

貸借対照表
(令和 8年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	28,917	I 流 動 負 債	11,135
II 固 定 資 産	56,401	II 固 定 負 債	46,284
1 有 形 固 定 資 産	14,821	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	5,342	負 債 合 計	57,419
3 そ の 他 の 資 産	36,238	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	13,122
		II 積 立 金	14,777
		(うち代替基金)	
		IV 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	27,899
資 産 合 計	85,318	負債・純資産合計	85,318

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人いがらしクリニック ※医療法人整理番号 0 0 5 6 2
所在地 守山市守山六丁目10番34号

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 8月 1日 至 令和 8年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	127,969
2 事業費用	144,272
本来業務事業損失	16,303
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	16,303
II 事業外収益	1,669
III 事業外費用	660
経常損失	15,294
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	15,294
法人税等	72
当期純損失	15,366

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人いがらしクリニック

理事長 五十嵐 知之 殿

私（注１）は、医療法人いがらしクリニックの令和７会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年 ７月 25 日

医療法人いがらしクリニック

監事 上能 大

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。